

NPO 法人環境市民 理事会 第8期 第9回(通算 82 回)理事会 議事録

(a)日時及び場所

日時:2017年5月23日(火)13:00-15:00

場所:NPO 法人環境市民事務所

(b)理事の総数

15人(うち定足数10人)

(c)出席した理事の氏名(以下、敬称略)

杵本育生、太田航平、下村委津子、瀬口亮子、早瀬昇、原田紀久子、松田直子

以上7人。

特定非営利活動法人環境市民定款第40条第1項の規定により表決権を行使した理事は次の通り。

上田正幸、内田洋子、片山雅男、竺文彦、白石克孝

以上5人。

同定款第38条の規定により定足数(理事総数の2/3)を満たし、開会した。

(d)議長 早瀬昇を指名

(e)議事録署名人 杵本育生、松田直子

(f)議事録作成者 大西康史

以下詳細

(報告事項)

1)社員総会の日時・場所等について

事務局より、6月11日(日)13:30からウイングス京都で社員総会(社員総会後にはワークショップも)を開催し、本理事会で審議するものの付議等を行う旨が報告された。

■付議事項及び決定内容

1)2016年度の事業報告案について

杵本代表理事、石崎チーフコーディネーターより、資料1(2016年度事業報告書案)により説明があり、この事業報告案で社員総会に付議することが全会一致で承認された。

2) 決算報告案について

野村コーディネーターより、資料2(2016年度事業会計貸借対照表案等)により説明があり、この決算報告案で社員総会に付議することが全会一致で承認された。

3) 2017年度の事業計画案について

杵本代表理事、下村理事、瀬口理事、石崎チーフコーディネーターより、資料3(2017年度事業計画案)により説明があり、以下の点を修正したうえで社員総会に報告することが全会一致で承認された。

(修正点)

- ・予算額の併記を削除(別途、予算書があるため)し、文字フォントを大きくする。
- ・「(4)ビジョン実現に向けた活動基盤の強化」に、中期計画の策定や会員獲得を追記する。

なお、意見交換において、環境マイスターに関してモデル店舗をつくってほしいという話がある旨と、グリーンウォッシュ防止活動に関して複数の事業受託の可能性のある旨が杵本代表理事から報告された。

4) 2017年度の予算案について

杵本代表理事より、資料4(2017年度予算案)により説明があり、全会一致で承認された。

なお、杵本代表理事より、一部事業については未決定であり、その状況次第で収入が変動する旨も報告された。

また、太田理事より、次年度以降の次期中期計画の検討材料とするために、事業ごとの人役の見える化や単独事業とネットワーク事業の棲み分け等を行うべきではないかという意見が、原田理事より、自主事業(自主財源を確保するための事業)を杵本代表理事以外のメンバーがさらに担えるようになるべきではないかという意見が示された。

5) 理事の改選案、副代表理事の選任案について

杵本代表理事より、社員総会に付議する第9期理事候補及び副代表理事選任について発議があった。あわせて、第8期理事の退任意向の報告があった。

議論検討の結果、太田理事、片山理事、下村理事、白石理事、杵本理事、瀬口理事、原田理事、早瀬理事、松田理事を重任理事候補として、また、石崎チーフコーディネーター、加藤氏((特非)関西 NGO 協議会理事)、神田氏((特非)泉京・垂井 副代表理事)、松下氏((公財)地球環境戦略研究機関 IGES シニアフェロー、京都大学名誉教授)のうち本人了承を得た者を新任理事候補として、社員総会に付議することが全会一致で承認された。また、太田理事、下村理事、松田理事を副代表理事候補として、社員総会に付議することが全会一致で承認された。

なお、次年度以降の次期中期計画の執行や世代交代等を見据えて理事枠を空けておくこととし、

もって、次年度に然るべき者を新任理事候補として付議できるようにすることがあわせて承認された。また、太田理事より、理事ごとに役割を設ける旨が提起されたが、このことについても、次期中期計画等に係る今後の議論を踏まえて、検討していくこととなった。

6) 定款の改正について

杵本代表理事より、資料6(定款変更案)により説明があり、以下の内容で社員総会に付議することが全会一致で承認された。

<第16条現行>

(役員の種類および定数)

第16条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 9人以上17人以下

(2) 監事 2人以上

2 理事のうち、1人以上3人以下を代表理事とする。

↓

<改正案>

第16条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 9人以上17人以下

(2) 監事 2人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

3 理事のうち、1人以上3人以下を副代表理事とする。

<第17条現行>

(役員を選任等)

第17条 役員は、社員総会の議決を経て、社員のうちから選任する。

2 代表理事は、社員総会の議決を経て、理事のうちから選任する。

3 監事は、理事、事務局長または職員を兼ねることができない。

↓

<改正案>

第17条 役員は、社員総会の議決を経て、社員のうちから選任する。

2 代表理事および副代表理事は、社員総会の議決を経て、理事のうちから選任する。

3 監事は、理事、事務局長または職員を兼ねることができない。

<第18条現行>

(職務)

第 18 条 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

2 理事は、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 項以降は略

↓

<改正案>

第 18 条 代表理事は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。また、副代表理事は、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

7) 専門アドバイザーの選任について

杵本代表理事より、引き続き、明致氏、在間氏、中原氏、西村氏に依頼したい旨及び推薦があればあわせて依頼する旨の発議があった。

議論検討の結果、新たな推薦はなく、引き続き、上述の 4 者に依頼することが全会一致で承認された。

8) 社員総会後のワークショップについて

下村理事より、インターン学生が持続可能な消費やエシカル消費を考えるワークショップを考えている旨の報告があった。

9) 事務局体制案について

杵本代表理事より、6 月以降石崎チーフコーディネーターがパートタイムスタッフとなる旨等について発議があり、全会一致で承認された。

以上